

お知らせ
ピックアップ

4月3日から

「証明書コンビニ交付サービス」が
始まります！

市では、住民票の写しなどの証明書交付の取扱時間・場所を拡大し、市民の皆さんの利便性の向上と窓口の効率化を図るため、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービスを開始します。
◎市民課市民サービス係 ☎44-33112

「証明書コンビニ

交付サービス」とは

市役所や浅羽支所に出向かなくても、コンビニエンスストアで、夜間・休日でも、個人番号カード(マイナンバーカード)を利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書が取得できます(手数料がかかります)。

このサービスは市外のコンビニエンスストアでも利用ができます。市外に通勤している方も休憩時間や通勤途中に利用できるサービスです。

※利用できるコンビニエンスストアは左をご覧ください。



▽利用時間

毎日(12月29日~1月3日、メンテナンス日を除く)
午前6時30分~午後11時

▽利用できる

コンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、サークルKサンクス
(全国の各店舗で利用できます)

▽サービス開始日

平成29年4月3日(月)から

市ホームページでは「証明書コンビニ交付サービス」について、詳しく案内しています。



◎コンビニエンスストアで取得できる証明書

対象となる証明書	手数料
住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書(最新年度分のみで、毎年7月中旬更新)、戸籍の附票※	300円
戸籍謄抄本※	450円

※住所と本籍が袋井市の方のみ

コンビニ交付サービスの利用には「マイナンバーカード」が必要です



マイナンバーカードが 必要です

「証明書コンビニ交付サービス」の利用には、マイナンバーカードが必要です(※)。これを機会にマイナンバーカードを作りましょう。

▽申請方法

通知カードとともに届いた「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」に必要事項を記入し、顔写真を貼り付け、同封の返信用封筒に入れて投かんしてください。また、スマートフォンやパソコンでの申請もできます。

申請書がない場合は、市役所1階・市民課、支所1階・市民サービス課窓口で、本人確認をしたうえで申請書をお渡しします。また、通知カード受け取り後に、住所・氏名などを変更した方は、現在お持ちの申請書は使用できないため、窓口にて新しい申請書を発行します。

「マイナンバーカードの申請方法」について、詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



▽受け取り方法

カードの受け取り案内通知(はがき)がご自宅に届きます。はがきに記載された受け取り場所に、期限までに本人確認書類などを持って、ご本人がお越しください。なお、申請からカードお渡しまで約1か月程度かかりますので、早めの申請をおすすめします。

※「証明書コンビニ交付サービス」の利用には、マイナンバーカードに「利用者証明用電子証明書」が搭載されている必要があります。

「利用者証明用電子証明書」が搭載されていないカードをお持ちの方は、ご本人がカードご持参の上、市役所1階・市民課、支所1階・市民サービス課へお越しください。

